

平成25年2月4日  
第8回協議会  
第12回幹事会

資料-2

# 各機関の取り組み状況について

---

---

# 1. (1) 自衛隊のこれまでの取り組み

◆これまでに、自衛隊において以下のような取り組みが実施されている。

対象	目的	これまでの取り組み内容
機関 住民	防災力強化	・救助訓練の実施 ・防災訓練の実施
	災害情報伝達	・防災情報ネットワークの構成(府・市町村・民間企業と提携)
住民	災害情報伝達	・情報提供カードの配布(電話番号・メールアドレス及び災害の説明文)

※黒字については、第19回専門部会においてご報告いただいた内容。  
赤字については、アンケート調査結果をもとに追記。

陸上自衛隊福知山駐屯地は二十日、台風23号から一年を受けて、福知山市の音無橋橋下流の由良川河川敷で災害対処訓練を行った。ロープやボートを使い、中州に取り残された人々を救助した。ロープによる孤立者救助訓練は、第三師団では初めて。訓練は、午前五時半に非常召集で初動派遣隊三十七人が出勤、現場に集合した。隊員を前に、佐藤正史司令官は「府民とともにあることを再認識しよう」と述べ、犠牲者十五人に黙とうをさげた。



中州にロープを張り、ボートで取り残された人を助ける自衛隊員  
(福知山市・由良川河川敷)

## 陸上自衛隊福知山 非常召集で早朝訓練

# 中州に孤立救助を

訓練は大雨で由良川の水位が増し、中州に人が孤立した設定。隊員はゴムボートに空気を入れ、素早く乗り込んで川にこぎ出した。中州にいくいを立てると、川幅十八人に避難誘導、四人の遺体を収容した。その後たロープを伝ってボートと担架だけが人を救出。活動を行った。

**陸上自衛隊 福知山駐屯地**  
**第7普通科連隊 第2科**

☎ 0773-22-4141  
FAX 0773-22-4142  
e-mail: fir-63-7i-3d-tma@ma7.gsf.mcf.mod.go.jp

各種災害の発生を確認された時は、  
御一報よろしくお願ひします

(災害等の一例)

- 震度5以上の地震発生時の被害状況
- 風水害の被害及び林野火災に関する情報
- 土砂崩れ等による道路・橋・トンネル等の通行止め等に関する情報
- 航空機の遺失に関する情報(飛行音・墜落音・墜落による火災)等

出典: 京都新聞(平成17年10月21日朝刊)

情報提供カード

# 1. (2) 京都府警察のこれまでの取り組み

◆これまでに、京都府警察において以下のような取り組みが実施されている。

対象	目的	これまでの取り組み内容
機関	機関連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・京都府防災室、消防、道路管理者等との情報の共有化</li> <li>・自主防災組織や区長との連絡体制の確立と連携</li> <li>・大規模災害発生時、災害警備本部要員を京都府へ派遣して連携を強化</li> <li>・府域の道路管理者と道路交通災害対策会議の設置に向けた調整(平成22年～)</li> <li>・京都府土木事務所・警察署道路交通連絡会議の設置・稼動(平成23年～)</li> </ul>
	災害時資機材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害用オフロードバイクの増配備</li> <li>・夜間用投光器の増設配備</li> <li>・衛星携帯電話の配備</li> <li>・由良川を管轄する警察署への衛星携帯電話等の増強配備</li> </ul>
	災害時物資	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全署員を対象とした備蓄食糧の充実整備 (警察署に非常食を備蓄して、非常時に対応)</li> </ul>
	災害時情報収集	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通監視用カメラの設置</li> <li>・京都府防災情報システム端末を全警察署に配備(平成19年3月)</li> <li>・交通流監視用カメラの設置</li> <li>・道路交情情報板・ラジオ放送による情報提供</li> <li>・情報の一元的把握(関係警察署、京都府、京都市土木事務所、京都府土木建設部道路管理室との情報共有)</li> </ul>
	災害時体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害警備検討会の実施</li> <li>・初動措置、関係機関との連携方法及び各種情報の活用方法等の具体的検討</li> <li>・通行規制に伴う広域的迂回・誘導マニュアルの策定</li> <li>・交通対策マニュアル(平成19年改訂:土木事務所の通行規制要員の見直し。由良川リアルタイム防災システム・京都府河川防災システム等のシステム機器の利用活用方法の明記。国道の通行止めが予想される際の放送協定の明記)</li> </ul>
	防災力強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察本部執行隊の派遣</li> <li>・機動隊の現地派遣</li> <li>・複数勤務員の確保</li> <li>・効率性や安全性を考慮した現場対応のための警察官の事前配置</li> <li>・各警察署災害担当者に対して、毎年災害警備教養を実施</li> <li>・現場活動の強化のため、気象情報を見極めた機動隊出動体制の確保</li> </ul>

※黒字については、第19回専門部会においてご報告いただいた内容。  
赤字については、アンケート調査結果をもとに追記。

# 1. (3) 京都府のこれまでの取り組み

◆これまでに、京都府において以下のような取り組みが実施されている。

対象	目的	これまでの取り組み内容
機関	機関連携	・京都府防災情報システムの運用開始(H19.4)
	災害時情報収集	・京都府防災情報システムの運用開始(H19.4)
	災害時体制	・重点監視箇所の抽出や道路冠水前の早期職員派遣、通行規制等の実施及び対応マニュアルの策定(京都府水防計画にも記載) ・由良川沿線通行規制マニュアルの改正(H19. 5) ・災害時の連絡体制強化のため衛星携帯電話の配備
	防災力強化	・毎年度出水期前に洪水対策演習の実施 ・土砂災害対策を順次実施 ・由良川下流圏域河川整備計画策定(H24. 4)
機関 住民	災害対応施設	・宮川及び牧川河川改修事業の継続 ・宮川・弘法川に水位計(テレメータ)設置 ・地域防災拠点等へのアクセスルートの整備(国道、府道の嵩上、橋梁の新設・改築) ・河川防災カメラの設置(由良川水系支川に11箇所設置) ・河川維持管理計画の策定により定期点検・浚渫等の維持管理強化 ・宮川2-7区間に係る調整 ・出水時の緊急アクセスルート整備
	防災力向上 災害情報伝達	・牧川・和久川・土師川の水防警報河川指定 ・水防警報河川の拡充
住民	災害時情報伝達	・道路冠水が懸念される路線における注意喚起看板の設置 ・道路通行止装置(道路簡易遮断装置)の設置 ・気象情報による自動表示等道路情報表示板のシステム改善 ・道路規制情報のホームページ公表 ・雨量・河川水位情報のホームページや携帯電話による公表 ・地上デジタルデータ放送による河川水位情報のリアルタイム提供(H19. 5) ・防災カメラ情報をパソコン・携帯電話・地デジ放送へ提供 ・道路冠水電光表示板の設置(2箇所) ・ラジオ放送等による道路情報提供
	防災意識向上	・重点警戒箇所マップの作成、配布(H17.9、市町村に配布) ・浸水想定区域の調査の実施、公表 ・イベント参加によるパネル展示等(23号台風被災写真、冊子配布、DVD上映等) ・地域住民が主体となった取組の喚起(京都府地域力再生プロジェクト事業(H19~)) 綾部市中筋地区:防災マップ、防災マニュアルの作成(H23) 舞鶴市舞鶴西自治会連合会:リーダー用ベスト、名札等の作成。避難訓練の実施(H24) ・土砂法による土砂災害警戒区域の指定

※黒字については、第19回専門部会においてご報告いただいた内容。  
赤字については、アンケート調査結果をもとに追記。

# 1. (4) 福知山市のこれまでの取り組み

◆これまでに、福知山市において以下のような取り組みが実施されている。

対象	目的	これまでの取り組み内容
機関	災害時資機材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防用携帯型無線機の配備</li> <li>・発電投光器の配備</li> <li>・防災倉庫に災害対応機材を引き続き整備(H17～H23まで)</li> <li>・防災協定(ジャスコ・コココーラ・ダイドー他)</li> <li>・救助用ボートを浸水実績のある地域に重点的に配備</li> </ul>
	災害時体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域防災計画検討委員会を設置</li> <li>・地域防災計画の印刷、配布(H18)</li> <li>・地域防災計画の見直し(H21)</li> <li>・自治会用防災計画の作成(H21)</li> <li>・消防防災センターの建設にあたり防災研修施設を整備した(H24)</li> <li>・台風23号災害で浸水又は孤立した避難所の見直し</li> <li>・広域避難所案内表示板設置予定(H19)</li> <li>・防災会議の開催(H18)</li> <li>・部内対応マニュアルの作成(H18～)</li> <li>・防災会議及び災害支部会議の開催</li> <li>・動員計画、情報伝達、避難施設等の見直し</li> <li>・避難所の確定(H18)</li> </ul>
	災害時物資	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所に備蓄倉庫及び備蓄品を引き続き整備(H17～H20まで)</li> </ul>
	災害情報伝達	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防団緊急伝達システムの導入による、災害情報の携帯電話メールへの配信</li> </ul>
	防災力強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・台風23号災害対応時の問題点の把握と災害対策要員の研修</li> <li>・水害対応訓練の実施(H18)</li> </ul>
機関 住民	防災力強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水防・避難訓練の実施</li> </ul>
住民	災害情報伝達	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水防信号の意味、避難情報(勧告・指示)の意味を広報誌、防災訓練により引き続き住民に周知(H18・19)</li> <li>・防災行政無線・有線放送の合併統合・旧福知山市域への防災行政無線専用受信機の配備(H18)</li> <li>・防災行政無線屋外スピーカの増設</li> <li>・コミュニティFMへの緊急割り込み放送設備の整備</li> <li>・エリアメール、緊急速報メールの活用</li> </ul>
	防災意識向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浸水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップの印刷・配布(H18)</li> <li>・国土交通省と共同で治水記念館を開館</li> <li>・治水記念館を利用した、防災意識の啓発を引き続き実施(H18・19)</li> <li>・災害の教訓を風化させない取組(H21)(講演会、写真展、由良川防災ウォーキング等)</li> <li>・洪水標識(想定浸水深)の設置</li> </ul>
	防災力強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校区単位での自主防災組織立ち上げ説明会の引き続き開催(H18・19)</li> <li>・自主防災組織の実態調査(自主防災組織結成率65.5%(H24.12現在))</li> <li>・自主防災・防火リーダー養成講座を引き続き実施(H18・19)</li> <li>・地域防災訓練(自主防災訓練)の充実(H18・19)</li> </ul>

※黒字については、第19回専門部会においてご報告いただいた内容。  
赤字については、アンケート調査結果をもとに追記。

# 1. (5) 舞鶴市のこれまでの取り組み

◆これまでに、舞鶴市において以下のような取り組みが実施されている。

対象	目的	これまでの取り組み内容
機関	災害時資機材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在配備されている木造舟の軽量なものへの更新と、あらたな舟の追加配備（9隻→14隻）</li> <li>・消防団活動の充実強化のため、消防無線を充実（可搬型無線10W:6基・携帯無線5W:42基・基地局第2装置10W:1基を増設）</li> </ul>
	災害時体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・舞鶴市地域防災計画の見直し（ボランティア関係・要援護者関係・各機関の連携等）</li> <li>・国の防災基本計画及び京都府地域防災計画修正に伴う、市地域防災計画（一般災害対策編、原子力発電所防災計画編）の全部見直し。（現在実施中）</li> <li>・水防計画の見直し（避難勧告・指示に加え避難準備情報の付加）</li> <li>・由良川氾濫を想定した災害対策本部の対応訓練及び住民への情報伝達訓練</li> <li>・備蓄物資の適正配置（各学校及び加佐分室）</li> <li>・検証報告書の作成 ・写真集の作成</li> <li>・台風23号により浸水した避難所の見直し（指定解除3箇所・新設2箇所・集約1箇所）</li> </ul>
	災害対応施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・由良川沿川自治会に対する「由良川下流部緊急水防災対策」の概要に関する説明会の開催（16地区 延べ28回約590名参加）</li> </ul>
住民	災害情報伝達	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行政無線の拡充（屋外子局1基増設・戸別受信機46戸増設）</li> <li>・デジタル防災行政無線の拡充（市内小・中学校、公民館等の避難所39箇所に新設（平成24年度内完成予定））</li> <li>・防災安心情報メール配信システムの活用（京都府設置）</li> <li>・まいづるメール配信サービスによる防災情報（気象警報、緊急地震速報、避難情報等）の配信</li> <li>・緊急速報メール（エリアメール:携帯電話各社（NTTdocomo、au、softbank）のメールサービスの活用）</li> </ul>
	防災意識向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・台風23号写真展「災害とのたたかい」（加佐分室）</li> <li>・由良川洪水ハザードマップの作成・配布（2,500部作成 由良川流域全戸配布）</li> <li>・土砂災害ハザードマップの作成・配布（8,730部作成 一部地区配布）</li> <li>・出前講座、土砂災害警戒区域指定説明会などによる防災の普及・啓発</li> </ul>
	防災力強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防災組織結成率53%</li> </ul>

※黒字については、第19回専門部会においてご報告いただいた内容。  
赤字については、アンケート調査結果をもとに追記。

# 1. (6) 宮津市のこれまでの取り組み

◆これまでに、宮津市において以下のような取り組みが実施されている。

対象	目的	これまでの取り組み内容
機関	災害時体制	・風水害避難所の開設(1次開設:市内13施設、補充開設:市内12施設) ・海拔10m以下の沿岸自治会において「津波高台避難場所」の選定(H23.5~)
	災害時物資	・災害時備蓄物資の充実(特に食料系の充実と広域連携(1市2町))
住民	防災力強化	・「宮津市避難マニュアル」、「防災マップ」の改訂、全戸配布
	災害情報伝達	・防災情報お知らせメールの配信 ・瞬時警報システム(Jアラート)配信システムを導入(H23.6) ・情報伝達の拡充・再整理 防災行政無線(屋外・屋内スピーカ)の整備 自治会有線放送の整理(有線放送がある自治会には、自治会への伝達依頼)

※黒字については、第19回専門部会においてご報告いただいた内容。  
赤字については、アンケート調査結果をもとに追記。



# 1. (7) 国土交通省のこれまでの取り組み

◆これまでに、国土交通省において以下のような取り組みが実施されている。

対象	目的	これまでの取り組み内容
機関	機関連携	・由良川下流部緊急水防災対策協議会への発展
	防災拠点機能確保	・河守地区輪中堤の暫定高から計画高への整備工事に着手
	災害時資機材	・災害対策機械配備
	防災力強化	・洪水対策演習の実施
機関住民	災害情報伝達	・由良川直轄管理区間の水位・防災情報のメール配信 ・観測所量水標ライトアップ設備の整備
	災害対応施設	・河川整備計画の見直しに着手
	防災力向上 災害情報伝達	・洪水予報基準地点、基準水位の検討
住民	災害情報伝達	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ラジオ放送局との情報提供協定締結</li> <li>・観測所水位をリアルタイムで表示する水位情報表示板の設置</li> <li>・水位観測所水位、水位縦横断図をリアルタイムで確認できるホームページ開設</li> <li>・電話による水位、雨量データ自動応答システム整備</li> <li>・災害時に緊急的に情報をホームページに掲載可能なシステムの構築</li> <li>・はん濫危険水位の表示手法について再考(H23.3)</li> <li>・水位情報表示板に当該地点のみでなく上下流の情報も表示できるように改良(H23.3)</li> <li>・ホームページを防災教育の場として活用(H24.2) (キッズページや危険水位・洪水予報の解説を追加)</li> </ul>
	防災意識向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過去の洪水と合わせて台風23号の浸水位を表示する洪水位標の設置</li> <li>・洪水水位標の増設(H23.3)</li> <li>・ハザードマップの作成支援</li> <li>・福知山市と共同で治水記念館を開館</li> </ul>

※黒字については、第19回専門部会においてご報告いただいた内容。  
赤字については、アンケート調査結果をもとに追記。

## 2. 今後の取り組み予定

◆各機関において、今後も様々な取り組みを予定している。

機関	取り組み予定
国土交通省	はん濫危険水位の表示手法について音無瀬橋・丹波橋下流護岸と同様の手法が可能な箇所がないか検討
	水位情報表示板を平常時における広報として活用
	水位情報表示板に洪水予報情報・雨量情報の追加
	ホームページでの災害情報の表示についてコンテンツの改良や周知方法について検討
	洪水水位標の増設や建替を検討 対空標識の設置を検討
京都府警察	機動隊員による水難事故救助活動に備えた実戦訓練を実施(毎年実施)
	災害警備専科教養の継続実施による基礎知識の習得及び指揮能力の向上
	警察署災害担当者による署員教養の実施
京都府	施設の整備の進捗に併せた由良川沿川通行規制マニュアルの順次改訂及び出水期前訓練の充実強化
	土砂災害対策の着実な実施
	土砂法による土砂災害警戒区域指定の早期完了
	地域防災拠点等へのアクセスルートの早期整備 支川(府管理)の河川改修事業の連携・推進
福知山市	自主防災組織のリーダーを養成するための講座の実施(毎年実施しており今後も引き続き実施していきたい。)
	地域で自主的に取組む生涯学習講座に防災知識の普及のメニューを設け、職員を派遣していることから今後も制度の活用促進を図っていきたい。
	毎年実施している防災訓練への参加者が増えるよう、積極的な地域への呼びかけを行なっていきたい。 自主防災組織の結成数が更に増えるよう、啓発に努めていきたい。
舞鶴市	自主防災リーダー養成研修会の実施(毎年実施)
	出前講座、自主防災説明会等の実施(継続実施)
	防災パンフレット等による防災に関する市民啓発
	住民参加による防災訓練の実施
宮津市	H25年度に、情報伝達手段拡大事業を予定 ※自治会との連携により、登録者1,000人を目標 ・伝達配信ツールの拡大:防災メール自動配信電話、FAX電話応答サービス ・Jアラート情報 市限定気象警報の配信拡充

### 3. (1) これまでの取り組みの効果

◆各機関において、取り組みに対して様々な効果が確認されている。

機関	効果
国土交通省	はん濫危険水位の表示手法を改良したことで危険度が容易に把握可能となった。 洪水水位標の増設(H23. 3)したことにより防災教育に寄与した。
自衛隊	H24夏の京都南部の大雨の際は、亀岡の自衛隊協力会の方より情報提供があった。 府・各市の訓練は3. 11以降“見せる訓練”から実のある訓練に以降し、実戦的になってきている。 水害時(H23.9月洪水)の京都府から災害派遣要請時に、府と自衛隊の迅速な連絡態勢の確立、連携がみられた。
京都府警察	警察署を中心とした主要災害装備資機材の定期点検と、各警察署における災害用装備資機材の使用法の教養と習熟訓練を実施することにより、装備資機材使用方法を取得した。 管区機動隊や第二機動隊に対する各種教養(救出)訓練を実施することにより、河川救助、救出救助技術の取得した。 警察職員を対象とした災害警備専科教養を実施することにより、平素の危機意識及び災害発生時の対処方法を取得した。 京都府防災システム端末の設置により、河川映像情報や雨量水位情報等をリアルタイムに把握できる効果がある。また、現場の状況を映像で把握でき、被害発生を予測した地域住民への避難呼びかけ、避難誘導、救出救助活動等被害実態に沿った部隊運用を展開できる効果がある。 雪解け水や降雨による由良川増水時に交通対策マニュアルを活用した。
京都府	平成23年9月洪水時において、沿川の国道・府道が多区間で冠水したが、由良川沿川通行規制マニュアルに基づき迅速・確実に通行規制を実施した結果、道路冠水による通行不能車や人的な被害がなかった。 大江美河橋周辺出水時緊急アクセスルートを国、福知山市と協力して整備したことから、車両の立ち往生を回避した。 土砂災害対策施設の整備により避難路や避難所の安全確保 土砂法による土砂災害警戒区域の指定による住民の自宅や避難路や避難所に関する意識の向上 地上デジタルデータ放送等により、雨量・水位・カメラの情報を見やすくリアルタイムに情報提供できるようになった。 水防警報河川の指定により水防関係機関への的確な情報伝達ができるようになった。

### 3. (2) これまでの取り組みの効果

◆各機関において、取り組みに対して様々な効果が確認されている。

機関	効果
福知山市	情報伝達手段の拡充、多重化により災害時の情報伝達能力が向上した。(コミュニティFMの活用により、これまで戸別に情報伝達できなかった約1万8千世帯への情報伝達が可能となった。)
	消防防災センターの防災研修施設利用者は、平成24年5月のオープン以降において9,895人であった。(平成24年12月末現在)
	防災情報システムの活用により京都府、土木事務所、広域振興局、府下の他市町村との情報がリアルタイムで共有できるようになった。
	民間気象予報会社と契約し、防災担当者等に予警報発令の情報や降雨予測情報が迅速にメール配信されるようになった。
	防災行政無線の戸別受信機を各自治会長及び自治会の公民館に配備することで、市からの避難情報が地元届けられるようになった。
	防災訓練において、防災行政無線による情報伝達訓練を実施しており、これに合わせて各自治会や自主防災組織で自主的な避難訓練が実施され、平成24年度は203自治会11,800人の参加があった。(325自治会81,500人のうち)
自主防災組織率が平成16年は16組織であったが平成24年12月で213組織に増えた。(組織率65.5%)	
舞鶴市	大雨、台風接近時の際において、事前に市各関係部による連絡調整会議を開催し、災害時における各部局における体制、対応等の確認を行い、早め早めの対応に努めてきたことにより、スムーズな避難所開設、人員配置等を行うことができた。
	台風接近時に、早めの避難行動ができるように、市長以下全部長により連絡調整会議を開催し、自主避難所の開設、次の段階の対応が遅れることがないよう必要な職員の待機等の体制をとることとした。
	まいづるメール配信サービスの運用により気象警報、避難情報等の情報を迅速に伝達できるようになった。
	住民の防災意識の向上に努めた結果、自主防災組織の組織率が47%から53%に上昇し、住民の防災意識の向上が伺えた。
宮津市	防災情報お知らせメール配信登録者が増加した。(H23.11の912件が、H24.9には1,019件(人口比:5%))
	自治会の自主的な防災訓練の実施が増加した。

## 4. 地域防災力向上のための課題

◆各機関において、取り組みの実施にあたり以下のような課題があげられた。

機関	課題
国土交通省	水位情報表示板の平常時の活用手法、水位情報以外の追加。
	ホームページにおける防災情報表示ページの平常時と出水時の差が顕著である。
自衛隊	災害情報ネットワークを構成しているが、なかなか災害時にも「自衛隊に電話をする」ということに抵抗があるため、更に親しみのある、身近な存在となるよう努力する必要がある。
	水害時において、現場の災害情報が収集できない(府・自衛隊)。
京都府警察	地震発生時に予想される津波に対する水害対策の検討。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震発生時には、常に津波を予想しておくことが必要</li> <li>・海岸沿いだけでなく、由良川沿いの津波対策も考えておくことが必要</li> <li>・地域住民に対する事前広報により、危機意識を保持させることが必要</li> </ul>
京都府	大規模な災害時の対応に必要な関係機関(国・自衛隊・府・市等)情報伝達の充実強化を図る必要がある
	洪水時に孤立集落化する地区への緊急対応手法を総合的に検討する必要がある。
福知山市	大部分は由良川の浸水想定区域であり、避難所としての絶対的な容量が不足しており、民間の高層建物所有者との協定が必要となっている。 また、山際においては、避難所自体が土砂災害警戒区域に指定されるケースが多く、大雨時の適切な避難所の確保と安全な避難経路の確保が課題となっている。
舞鶴市	より広くより確実に市民に情報伝達するための手段の検討。
	住民への防災意識の普及啓発(自助、共助についての周知)。
	住民参加による防災訓練の実施。

## 5. 将来的に必要な取り組み

◆各機関において、以下のような取り組みを将来的に実施する必要があると考えられている。

機関	将来的に実施する必要があると考えられる取り組み
全機関	指揮機関間訓練の実施。(情報共有、運用決定、各機関の連携等) 水害時に現場の災害情報が収集できていないため、消防内の情報ネットワークの構築、ネットワークの中心から府・自衛隊等関係機関へ伝達する対策が必要である。
京都府警察	気象情報の分析による体制の早期確立と初期対応の強化。
	風水害を想定した実戦訓練の実施。
	関係機関との合同訓練や情報の共有化の更なる強化。
	府民に対する広報活動。
京都府	防災ネットワーク確保を目的とした防災拠点への複数の緊急ルートの確保。
	道路情報板等を拡充し、災害時等のドライバーへの情報の伝達を図る。
福知山市	地域で図上訓練を実施していただく機会が少なく、自主的に取り組んでいただけるような研修、啓発を実施する。
	地域防災力向上において最も重要である「住民一人ひとりの防災意識の向上」について取り組んでいく。
	民間企業等の協定を得た避難所の確保。
	住民への情報伝達手段の更なる充実。
	関係機関との合同による災害対策本部の運営体制の整備。
舞鶴市	防災行政無線の市内全域への拡充。
	「自分の身は自分で守る」「隣近所で助け合う」といった自助、共助について、根気強く住民に周知し、理解してもらう。